

## 2 監査公表第3号

令和2年2月3日に福岡市長から行政監査の結果に関する報告に添えて提出する意見に対する市の見解について通知を受けたので、次のとおり公表する。

令和2年3月5日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

### 1 監査報告と監査の結果に関する報告に添えて提出する意見の件数

元監査公表第3号（令和元年7月4日付 福岡市公報第6594号公表）

（AED(自動体外式除細動器)の設置及び管理等について）・・・8件

### 2 市の見解の内容

以下のとおり

（行政監査）

（監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）

#### 1 設置に関する基準の作成の検討

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>市有施設にAEDを設置するにあたっては、当該設置施設の利用状況等も勘案しつつ、効果的かつ効率的に設置することが望ましいが、本市におけるAEDの設置については、施設所管課が設置の必要性を個別に判断しており、全庁的に統一した設置に関する基準が定められていない。</p> <p>そのため、保健福祉局におかれては、施設所管課が判断しやすいように、ガイドラインを踏まえ、より具体的な目安となるAEDの設置に関する基準の作成を検討されたい。</p> <p>また、AEDの設置の効果を確認するためにも使用実績の把握に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（保健福祉局地域医療課）</p>	<p>市有施設のAEDについて、「AEDの適正配置に関するガイドライン」に基づく適切な設置のため、各所属長に対しガイドラインの周知及び適切な管理等を依頼する旨通知した。</p> <p>設置に関する基準及び使用実績の把握については、市有施設におけるAEDの設置にかかる考え方等について整理するなかで検討していく。</p>

#### 2 調達方法の見直し

監 査 の 結 果	市 の 見 解
-----------	---------

<p>AEDの調達にあたっては、できる限り経済的な方法で行うことが望ましい。</p> <p>調査において、本市で契約しているAEDの購入及びリースの契約金額を比較したところ、購入及びリースのいずれの契約形態においても、1台ずつ単独で契約するよりも複数台を一括で契約した方が明らかに低額で調達できていた。一括して契約することで、契約額が低減できることから、可能な限り集約して一括契約するなど調達方法の見直しを検討されたい。</p> <p>(保健福祉局地域医療課)</p>	<p>AEDの調達方法の見直しについては、市有施設におけるAEDの設置にかかる考え方等を整理するなかで、効率的、経済的な調達について検討していく。</p>
--	---

### 3 管理状況について

監査の結果	市の見解
<p>(1) 設置場所の工夫</p> <p>AEDの設置場所については、平成18年5月29日保健福祉局長通知「自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理について」(以下、「平成18年本市通知」という。)及びガイドラインにおいて設置場所の基準が示されている。</p> <p>調査結果では、緊急時に迅速に対応できる場所に設置している施設が多く、大きな問題は認められなかったが、ガイドラインで示されている心停止のリスクがある場所や誰もがアクセスできる場所という視点を考慮すると工夫を要する事例も一部見受けられた。</p> <p>また、学校は児童、生徒を対象とするだけでなく、地域住民も利用する施設であるが、夜間や休日等の施設開放時にAEDを使用できない学校が約6割あり、設置場所の選定に配慮が必要である。</p> <p>設置場所の選定に際しては、ガイドラインの基準を踏まえた上で、施設の</p>	<p>市有施設に設置されているAEDについて、「AEDの適正配置に関するガイドライン」に基づく適切な配置のため、各所属長に対しガイドラインの周知及び適切な管理等を依頼する旨通知した。</p> <p>施設内における設置場所の工夫については、引き続き施設所管課に対して厚生労働省の通知等の周知を図る等取り組んでいく。</p>

<p>特性に応じた適切な設置場所となるよう工夫されたい。</p> <p>(保健福祉局地域医療課)</p>	
<p>(2) 効果的な表示の設置</p> <p>平成 18 年本市通知では、AED 設置個所及び建物の玄関又は玄関付近に AED を設置している旨の表示をし、市民に周知することとなっているが、平成 25 年のガイドラインでは、本市通知にはない施設案内図への AED 配置図の表示などにより AED 配置場所を周知することが示され、さらに、平成 27 年 8 月 25 日厚生労働省医政局長通知「自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の有効活用について」においては、AED が必要な時に AED を設置している場所にたどり着けるよう誘導表示を充実させることが求められている。</p> <p>調査結果では、「入口表示」及び「AED 設置場所の表示」は約 8 割で設置されていた一方で、誘導表示については、約 9 割で設置されていなかった。</p> <p>緊急時に速やかに正確な AED の設置場所を認識してもらうため、施設の規模及び特徴を踏まえ、誘導表示を含めた効果的な表示の設置に努められたい。</p> <p>(保健福祉局地域医療課)</p>	<p>市有施設に設置されている AED について、「AED の適正配置に関するガイドライン」に基づく適切な配置のため、各所属長に対しガイドラインの周知及び適切な管理等を依頼する旨通知した。</p> <p>効果的な表示の設置については、引き続き施設所管課に対して厚生労働省の通知等の周知を図る等取り組んでいく。</p>
<p>(3) 日常的な点検及び消耗品等の管理の徹底</p> <p>平成 21 年 4 月 16 日厚生労働省医政局長・同医薬食品局長通知「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について」では、AED の設置者等は AED の点検担当者を配置し、日常</p>	<p>市有施設に設置されている AED について、「AED の適正配置に関するガイドライン」に基づく適切な管理のため、各所属長に対しガイドラインの周知及び適切な管理等を依頼する旨通知した。</p> <p>日常的な点検及び消耗品等の管理の徹底については、引き続き施設所管課に対し</p>

<p>点検としてAED本体のインジケータのランプの色や表示を日常的に確認し記録すること、AED本体又は収納ケース等に電極パッドやバッテリーの交換時期を記載した表示ラベルを取り付け、交換時期を日頃から把握することとされている。</p> <p>調査結果では、点検担当者を配置していた施設は約4割、点検を実施していたものは約6割、そのうち毎日点検を実施していたのは約3割、点検結果を記録していたのは約3割であった。</p> <p>AEDの設置者等は、点検担当者を配置し、日常点検を確実に実施するとともに、日常点検の結果を適切に記録されたい。</p> <p>また、AED本体や消耗品については、AED本体が耐用期間を経過していたもの、電極パッドの使用期限が切れていたもの及び消耗品の管理の表示ラベルを取り付けていなかったものなどが一部見受けられたことから、消耗品の交換時期を把握し、適切に交換を実施するため、他都市の事例等を参考に、毎月、AED本体の破損状況や消耗品の交換時期等を点検するなど、再発防止に向けて適切な管理を徹底されたい。</p> <p>(保健福祉局地域医療課)</p>	<p>て厚生労働省の通知等の周知を図る等取り組んでいく。</p>
--	----------------------------------

4 指定管理施設への指導の徹底

監査の結果	市の見解
<p>AEDを設置している指定管理施設については、市直営施設と同様に、AEDの設置・管理等を行う必要がある。</p> <p>調査結果では、AEDを設置している指定管理施設のうち、基本協定書又は実施協</p>	<p>指定管理施設に設置されているAEDについて、「AEDの適正配置に関するガイドライン」に基づく適切な設置、管理等のため、指定管理施設の所管課に対し、指定管理者へのガイドラインの周知や指導</p>

<p>定書の仕様書(以下、「協定書等」という。)の中で、設置、管理及び救命講習の受講について規定していない施設が約7割あった。また、協定書等の規定の有無にかかわらず、AEDの管理等について市に報告させておらず、管理状況を把握していない施設が約7割あった。</p> <p>指定管理施設の所管課におかれては、協定書等でAEDの設置、管理、救命講習の受講について規定するとともに、その実施状況を把握し、適切に指導されたい。</p> <p>(保健福祉局地域医療課)</p>	<p>について通知した。</p>
--	------------------

5 救命講習の受講促進

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>ガイドラインでは、AEDの設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要であるとされ、平成16年7月1日厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」においては、2年から3年の間隔での定期的な再受講が望ましいとしている。</p> <p>調査結果では、施設職員のすべてが過去に1度も救命講習を受講したことがない施設が14施設あり、救命講習を過去3年以内に受講した施設職員がいない施設は54施設あった。</p> <p>施設に設置しているAEDを緊急の際に有効に活用できるようにするため、各施設はすべての施設職員が継続的かつ定期的に救命講習を受講できる機会を確保し、適切にAEDを使用できる体制を整えられたい。</p> <p>また、保健福祉局及び消防局におかれて</p>	<p>救命講習の受講促進については、各所属長に対し、AEDを緊急の際に有効に活用できるようにするため、AEDを設置している所管施設の職員の継続的かつ定期的な救命講習の受講を促進するよう通知した。</p> <p>(保健福祉局地域医療課)</p> <p>救命講習の受講促進については、各局・区・室長に対し、各所属及び所管施設(指定管理施設を含む。)の職員の継続的かつ定期的な救命講習の受講を促進するよう依頼した。</p> <p>また、施設職員のすべてが過去に1度も救命講習を受講したことがない施設については、監査での調査以降の受講状況を調査し、個別に職員の受講促進や職員を対象とした救命講習の開催を依頼した。</p> <p>(消防局救急課)</p>

<p>は、施設職員の継続的かつ定期的な救命講習の受講を促進するよう周知を徹底されたい。</p> <p>(保健福祉局地域医療課、消防局救急課)</p>	
--	--

6 正確な情報提供の推進

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>本市では、平成19年11月に設置場所の周知等を目的にAED設置情報の登録制度を開始し、同25年3月には、施設外への持出に対応できるAEDの登録が開始されており、民間も含めた登録台数は1,121台となっている。(同30年3月31日現在)</p> <p>登録状況を確認したところ、登録場所が旧所在地のままであるなど、情報が正確でないものが一部見受けられた。</p> <p>登録情報は、本市消防局の災害救急指令センターにおいて、救急要請の通報者への応急手当の指導等に役立てられていることから、施設所管課におかれては、正確な情報を提供するため、定期的に確認し、適宜情報を更新されるとともに、保健福祉局におかれては、正確な情報提供等について適切に指導されたい。</p> <p>(保健福祉局地域医療課)</p>	<p>AED設置施設の所管課に対し、未登録施設にかかる登録及び、登録施設にかかる登録内容に変更があった際の連絡を依頼する旨通知しており、引き続き正確な情報の提供を求めている。</p>